

【届出書の提出・問合せ先】

〒930-0005 富山市新桜町 5-3 第2 富山電気ビルディング 8 階
富山県環境保全課 担当 高木 電話：076-444-3145

ばい煙発生施設の届出書は

60 日前又は 30 日以内に提出を！

届出が必要な場合	届出種類	届出の時期	チェック欄	備考 (提出期限)
施設を設置しようとする場合 (機器の更新を含む)	設置	工事着手の 60 日前 まで		
届出を行った施設の構造等を変更しようとする場合 (<ul style="list-style-type: none">・ 設備の一部の改造・更新・ 処理装置の改造・更新・ 燃料・原材料の変更 他、届出書の内容の変更)	構造等 の変更			
<ul style="list-style-type: none">・ 氏名又は法人の名称、所在地若しくは代表者を変更した場合・ 工場・事業場の名称又は所在地を変更した場合	氏名の変 更等	変更後 30 日以内		
届出をした施設の使用を廃止した 場合	使用の 廃止			
届出者から次によりその地位を承継した 場合 (<ul style="list-style-type: none">・ 施設の譲受け又は借受け・ 相続、合併又は分割)	承継			

※ 届出書及び添付書類の記載方法や届出が必要かどうかわからない変更がある場合は、富山県環境保全課までご連絡ください。

●届出書の様式、記載例等はこちら

大気汚染防止法 届出 富山県 検索

